

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年4月21日(2016.4.21)

【公表番号】特表2015-511939(P2015-511939A)

【公表日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-027

【出願番号】特願2014-555134(P2014-555134)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/37	(2006.01)
C 1 1 D	1/68	(2006.01)
C 1 1 D	1/72	(2006.01)
C 1 1 D	3/08	(2006.01)
C 1 1 D	3/20	(2006.01)
C 1 1 D	3/37	(2006.01)
C 1 1 D	3/14	(2006.01)
C 1 1 D	3/382	(2006.01)
A 6 1 K	8/39	(2006.01)
A 6 1 K	8/25	(2006.01)
A 6 1 K	8/73	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 Q	19/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/37
C 1 1 D	1/68
C 1 1 D	1/72
C 1 1 D	3/08
C 1 1 D	3/20
C 1 1 D	3/37
C 1 1 D	3/14
C 1 1 D	3/382
A 6 1 K	8/39
A 6 1 K	8/25
A 6 1 K	8/73
A 6 1 K	8/49
A 6 1 Q	19/10

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

本発明による組成物は、皮膚および/または手の洗浄のために特に好適なものは、下記の成分：

a.) 少なくとも1種のアルキルエステルおよび/またはジエステルと、  
 b.) 0wt%~40wt%の脂肪アルコールエトキシレートの群から選択された少なくとも1種の界面活性剤と、

c.) 少なくとも 1 種のチキソトロピー剤および少なくとも 1 種の親水性、パイロジエニック (pyrogenic) ケイ酸と、  
d.) 0 wt % ~ 30 wt % の 1 種または 2 種以上の研磨剤と、  
e.) 0 wt % ~ 5 wt % の少なくとも 1 種の生理適合性炭酸エステルと  
f.) 0 ~ < 10 wt % の水と、  
g.) 任意選択的に 1 種または 2 種以上の粘度形成剤と、  
h.) 任意選択的にさらに化粧品サプリメント、添加物および / または活性成分と、  
i.) D - グルコピラノース単位当たり平均して 1.0 ~ 2.9 存在する 3 つの OH 基がエトキシ基により置換されている 0.1 wt % ~ 20 wt % のヒドロキシエチルセルロースと、を含み、  
成分 a.) ~ i.) の合計が組成物に対して 100 wt % となることを特徴とする。

#### 【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

#### 【0041】

本発明によるスキンおよびハンドクレンザーは、非常に良好な洗浄作用を生成するが、それにも関わらずスキンおよびハンドクレンザーは、任意選択的成分 d.) として、ある洗浄用途のための研磨剤を任意選択的に含むことができる。

組成物中における研磨剤または研磨剤の比率は、組成物に基づいて、好ましくは > 0 ~ 30 wt %、好ましくは 5 wt % ~ 30 wt %、そして特に好ましくは 5 wt % ~ 25 wt % である。研磨剤として、ハンドおよび / またはスキンクレンザーのための本発明による組成物は、すべての公知の研磨剤を有する。使用できる研磨剤は、砂、軽石、炭酸カルシウムまたはカオリン等の無機研磨剤、および有機研磨剤を含む。使用できる有機研磨剤は、例えば、ポリエチレンまたはポリウレタン系合成研磨剤、水膨潤性粒子状有機ポリマー、天然穀粒 (kernel)、殻 (husk) および / または穀粉 (shell flour)、特にクルミ殻、アーモンド殻、ヘーゼルナッツ殻、オリーブの種 (pit)、アプリコットの種、サクランボの種およびトウモロコシ粉またはこれらの殻および穀粒粉またはホホバワックス等のワックスパール (wax pearls) の任意の混合物に基づく研磨剤を含む。殻および / または穀粒粉に関して、過酸化水素で漂白した粉末または熱処理した粉末等の従来技術から公知のものを用いることができる。熱処理した粉末、特に国際公開第 2011/051083 号パンフレットに記載したものが、好ましくは使用される。好ましくは、本発明による組成物は、研磨剤として、クルミ殻粉、および特に好ましくは熱処理したクルミ殻粉、特に国際公開第 2011/051083 号パンフレットに記載されたものを有する。2 種または 3 種以上の上記の研磨剤が成分 d.) として本発明による組成物中に存在する場合好都合であることができる。

#### 【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0070

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

#### 【0070】

本発明によるスキンおよびハンドクレンザーは、増粘剤 i.) として、d - グルコピラノース単位当たり、存在する 3 つの OH 基の平均で、好ましくは 1.5 ~ 2.9、好ましくは 2.0 ~ 2.7、そして好ましくは 2.5 がエトキシ基で置換された、ヒドロキシエチルセルロースを含む。好適なヒドロキシエチルセルロースは、例えば E T H O C E L (商標) の名称下で D o w C h e m i c a l C o m p a n y から入手できる。特に好適なものは、D o w C h e m i c a l C o m p a n y からの製品 E T H O C E L (商標) Standard 20 industrial である。

## 【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0071

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0071】

本発明によるスキンおよび／またはハンドクレンザー中における平均してグルコピラノース単位当たり存在する3つのOH基の1.0～2.9がエトキシ基により置換されたヒドロキシエチルセルロースの含有量は、本発明によるスキンおよび／またはハンドクレンザーの全質量を基準として、好ましくは1wt%～10wt%、好ましくは2wt%～5wt%およびさらに好ましくは、3wt%～4wt%を構成する。